

様式第 1 号 (第 3 条関係)

審査基準整理票

処分名	介護給付費等の支給の決定		
根拠法令名	障害者総合支援法(平成 17 年法律第 123 号)	(条項) 第 22 条第 1 項	
基準法令名	障害者総合支援法(平成 17 年法律第 123 号)	(条項) 第 22 条第 1 項	
	障害者総合支援法施行令(平成 18 年政令第 10 号)	(条項) 第 17 条、第 42 条の 4	
	障害者総合支援法施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号)	(条項) 第 12 条	
	介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)		
	障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き		
所管部署	福祉部 障害福祉課 障害福祉係		
標準処理期間	60 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>介護給付費等の支給決定は、障害者総合支援法第 22 条第 1 項及び同法施行令第 17 条、第 42 条、同法施行規則第 12 条、介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)、障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引きを基準とする。</p> <p>参考</p> <p>【根拠法令】 障害者総合支援法(平成 17 年法律第 123 号) (支給要否決定等)</p> <p>第二十二條 市町村は、第二十条第一項の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の主務省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定(以下この条及び第二十七条において「支給要否決定」という。)を行うものとする。</p> <p>【基準法令】 別紙のとおり</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。